宇治市長

久保田 勇 様

宇治市職員労働組合 執行委員長 小野 敦

2009年 夏季重点要求書

貴職におかれまして、日頃地方行政発展に向けてご奮闘されていることに敬意を表します。 昨秋のアメリカ発経済危機以降、私たち労働者・国民の生活はかってない深刻な事態を迎えています。

内閣府が5月20日に発表した1~3月期の国内総生産は、年率換算で15.2%と2期連続で 戦後最悪を更新。世界不況の震源地であるアメリカの6.1%、ユーロ圏16ケ国の10%弱と比 較しても日本の落ち込みは急激です。その背景にあるのは、これまでの「構造改革」路線に基づく 外需主導・大企業優遇の経済政策と、労働者派遣法はじめとした労働法制の相次ぐ改悪による不安 定労働者の拡大です。

この間、景気悪化を口実に大企業は競い合うように派遣・期間労働者などの非正規職員を中心とした大量首切りや下請け中小企業への単価切り下げ、大幅賃金抑制などの大リストラ合理化を進め、労働者、中小企業を犠牲に収益改善を図ろうとしてきました。この大企業の身勝手さが内需を一層冷え込ませ、日本経済の落ち込みを大きくしています。

また、政府与党が追加経済対策として出した2009年度補正予算案は、大企業には大型公共事業と減税で大盤振る舞いする一方、国民の暮らしに対しては先の定額給付金に見られる一時的なバラマキと同様の対策を繰り返し、しかもツケを消費税増税で賄おうとしています。これでは国民の暮らしが好転するはずがありません。今必要なことは、経済対策を従来型の外需主導から本格的に内需主導に転換すること、そのためにも大企業中心とした雇用破壊をやめさせ、人間らしく働ける労働法制の整備や医療・年金・介護など社会保障の充実などで家計・暮らしを応援することです。

一方、私たち公務労働者をめぐっても、人事院が5月1日、夏季一時金を0.2月凍結するという特例措置を勧告しました。人事院の調査でもわずか340社(13.5%)の企業しか支給額が決まっておらず、しかもマイナス13.2%という減少率も「予測値にとどまる」(人事院)というものです。にもかかわらず、その結果に基づいて公務員賃金をこの時期に削減することは、残る8割の企業の賃金決定や最低賃金の見直し等に大きな悪影響を及ぼし、労働者全体に一層の賃下げをもたらすことにつながります。宇治市当局も5月18日の交渉で臨時勧告通り0.2月凍結を労働組合に提起しましたが、臨時勧告そのものの問題点や地域経済に与える影響、市職員の生活設計、交渉の保障などを踏まえれば極めて不当な提起であると言わざるを得ません。

私たち宇治市職労は、地域住民のいのちと暮らしを守る自治体労働者として、国民的課題に真正面から取り組み、住民一人ひとりが安心して暮らすことができ、地方自治が息づく地域と自治体づくりを目標に運動に取り組んでいます。職員の英知を結集し市民生活を守る仕事を進めるためにも、職員が健康で生き生きと誇りを持って公務に専念できる職場体制・労働条件が必要です。

以上の立場から、下記の通り夏季重点事項として要求します。当局として、住民の暮らしと職員 生活を守る立場で充分検討され、誠意ある回答をされるよう求めるものです。

- 1. 当局の基本姿勢について
 - (1)国・府からの不当な賃下げ・抑制指導に対して、地方自治の立場から毅然とした姿勢を示し労 使自治を守ること。
 - (2)職員生活を守る立場から組合要求に誠実に対応し、実効ある措置を行うこと。

2.基本賃金について

- (1)2009年春闘要求項目の実現を図ること。
- (2)均衡待遇の原則に立って、臨時・嘱託職員の夏季一時金を始めとする賃金、労働条件は正規職員に準じること。

3.夏季一時金要求について

- (1)夏季一時金については、2.5月分プラス一律33,000円を支給すること。人事院の特例 措置勧告に追随した0.2月凍結措置を行わないこと。
- (2) 一時金の役職加算を廃止し、全職員最低10%加算とすること。最低でも4級加算については 国基準にするとともに、1、2級について何らかの加算措置を行うこと。
- (3)一時金の「期末手当」「勤勉手当」を一本化すること。
- (4)一時金の「勤勉手当」に成績率・勤務評定を導入しないこと。

4.諸手当について

- (1) 矛盾だらけの国の給地区分に基づく地域手当について、生活圏や職員の生活実態を踏まえ当面 の措置として直ちに支給率の復元をはかるとともに、京都市並みの支給率への改善を図ること。
- (2)月60時間を越える時間外勤務については割増賃金率を50%以上とした労働基準法改正をふまえ、時間外勤務手当を休日・祝日・深夜を200%に、その他を150%とすること。
- 5.夏季休暇を最低8日間確保すること。また、すべての職場で夏季休暇中の完全取得を保障する体制を確立すること。
- 6 . 上半期の年次有給休暇の取得状況を調査し、実態に基づく必要な指導と対策を講じること。
- 7.昨年時間外勤務が、前年比で約18,000時間増加したという事態を踏まえ、各課ヒアリングを 実施するとともに原因の究明と必要な対策・指導を行うこと。とりわけ、年間360時間を超える 職員がいる職場については、人員増を含め早急に対策を講じること。
- 8.空調の改善要求については、度ある毎に要求をしてきた課題であり、抜本的改善及び全庁的対策を講じること。また、09春闘要求で回答した西館空調設備の抜本的改修について全容を明らかにすること。あわせて、職場状況に応じて空調運転を開始すること。
- 9.人事院及び京都府人事委員会に対し、下記事項について要請すること。
 - (1)公務員労働者の賃金水準の改善及び民間水準を下回る初任給の改善
 - (2) 非常勤職員の賃金労働条件について、常勤職員との均衡待遇を実現し、臨時・非常勤職員の最

低基準を設けること。

- (3)住宅手当支給の歴史的経緯と手当の性格や国家公務員の住宅政策と自治体での違いからも、住宅手当の「持ち家」部分の廃止・見直しを行わないこと。
- (4)官民比較対象企業規模を100人以上にもどすこと。
- 10.引き続く団塊世代の大量退職を迎える中で、現時点での再任用制度の課題と問題点を把握し、今後の方針を労使協議の上策定すること。

以上